

「素材生産安全対策推進事業」に関する事務処理要領

【公益社団法人あおもり農林業支援センター】

(趣旨)

第1 公益社団法人あおもり農林業支援センター（以下「支援センター」という。）が事業主体となつて行う、青森県林業労働力確保支援センター事業における「森林整備担い手対策推進事業」のうち、「素材生産安全対策推進事業」の事業主又は自伐林家・森林ボランティア（以下「自伐林家等」という。）への補助金の交付については、この要領の定めるところによる。

(事業目的)

第2 チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業において、労働者が安全に作業を行うために規定された「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に定める保護具等の着用を推進することにより、労働災害の未然防止に資するものとする。

(事業内容)

第3 事業主が、常用労働者に支給する保護具等の購入又は自伐林家等の保護衣の購入に対して、その経費の一部を補助するものとする。

(補助対象者)

第4 事業主については、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の認定を受けた林業事業体（森林組合を除く）の常用労働者とする。

なお、常用労働者とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

ただし、緑の雇用など他の補助事業との重複については、補助対象外とする。

自伐林家等については、年間12日以上チェーンソーを用いた森林整備等の活動計画を有する者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助対象経費は、下記の区分による。

事業主：保護具等の購入に要する経費

区 分	仕 様	補助金の額
林業用ウェア	作業性が良く、視認性の高いものに限る	購入に要する経費又は対象者1人当たり15,000円のいずれか低い額以内の額
安全靴	ソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っているものに限る	購入に要する経費又は対象者1人当たり14,000円のいずれか低い額以内の額
保護帽	保護網及び騒音障害を防止するための保護部材が入っているものに限る	購入に要する経費又は対象者1人当たり8,000円のいずれか低い額以内の額

自伐林家等：保護衣の購入に要する経費

区 分	仕 様	補助金の額
防護ズボン（同等以上の性能を有するチャップスを含む）	切断防止レベルがクラス1以上のものに限る	購入に要する経費又は対象者1人当たり13,000円のいずれか低い額以内の額

（補助金交付）

第6 補助金の交付に関する事務手続きについては、次のとおりとする。

（1）補助金の交付申請

補助金の交付申請を行おうとする事業主又は自伐林家等は、第1号様式により支援センターへ補助金の交付申請をするものとする。

（2）補助金の交付決定

支援センターは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、第2号様式により事業主又は自伐林家等へ通知するものとする。

なお、交付決定前の購入経費については、補助対象外とする。

（3）実績報告

補助金の交付決定を受けた事業主又は自伐林家等は、補助事業の完了後、第3号様式により支援センターへ実績報告をするものとする。

（4）補助金の額の確定

支援センターは、実績報告を審査し、必要に応じて現地調査等を行って、補助金の交付が適当であると認められる場合は、補助金の額を確定し、第4号様式により事業主又は自伐林家等へ通知するものとする。

（5）補助金の請求

補助金の確定通知を受けた事業主又は自伐林家等は、第5号様式により補助金請求書を支援センターに提出するものとする。

（6）補助金の返還等

支援センターは、事業主又は自伐林家等から虚偽の申告等があった場合は、補助金の交付を取り消し、既に支給した補助金を返還させることができる。

（7）管理簿の記録・保管

事業主又は自伐林家等は、補助対象となる保護具等、保護衣について、第6号様式により管理簿に記録し、3年間保管するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。